

たんしんアンサー振込・照会サービス利用規定

1. たんしんアンサー振込・照会サービス

- (1) たんしんアンサー振込・照会サービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（以下「端末機」といいます）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できます。
 - ① 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引。
 - ② 支払指定口座につき行う所定の照会。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

2. 電子証明書の利用

- (1) VALUX端末を利用する依頼人は、本サービスの利用に際して、（株）NTTデータが提供するVALUXサービスにおいて発行される電子証明書（以下「証明書」といいます。）を同社が定める方法および操作方法にもとづき取得し、同端末に格納のうえ、使用してください。
- (2) 当金庫で受信した証明書情報が本条第1項の証明書と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、依頼人本人がその内容に同意し、取引行為に有効な意思表示があったものとして取扱います。
- (3) VALUX端末（証明書が格納されているもの。以下同じ。）は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (4) VALUX端末が紛失、盗難等により第三者に不正使用される可能性がある場合には、依頼人は直ちに当金庫に証明書の失効を届け出てください。
- (5) 証明書の取得および利用に関しては、別途（株）NTTデータまたは同社指定の者が定める料金を直接お支払いただきます。

3. 振込または振替の受付等

- (1) 振込または振替の依頼に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① プッシュホン式電話（以下「プッシュホン」といいます。）
 - ② ファクシミリ
 - ③ スーパーパソコン端末
 - ④ VALUX端末
- (2) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (3) 当金庫は、前項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされているときは、送信者を依頼人

とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。

- ① プッシュホンおよびファクシミリの場合は、当金庫で受信した暗証番号ならびに支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が、届出の暗証番号および支払指定口座番号と一致していること。
 - ② スーパーパソコン端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した端末機の電話番号が、届出の端末機の電話番号と一致していること。
 - ③ VALUX端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した証明書青報が、前条第1項の証明書と一致していること。
- (4) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号（あらかじめ当金庫に登録いただいた預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。）、承認暗証番号（当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合ならびにプッシュホン、ファクシミリおよびHU（VALUX）端末により取引を行う場合を除きます。以下同じ。）および意思確認コードを入力の上当金庫宛送信してください。
- (5) 依頼の内容については、当金庫が受信した確認暗証番号および承認暗証番号と届出の確認暗証番号および承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定します。
- (6) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を依頼人の端末機に送信しますので、確認してください。
- なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (7) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きを行います。
- (8) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (9) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。
- また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定める時間内とします。
- (10) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
- ① 振込または振替時に、振込金額と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (11) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理し

ます。

4. 依頼内容の変更、組戻し

- (1) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続きにより取扱います。

 - ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の変更依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。返却を受けるときは、当金庫所定の受領書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 変更依頼書または組戻依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

5. 照会

- (1) 照会を利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① ダイヤルホン式電話（以下「ダイヤルホン」といいます。）
 - ② プッシュホン
 - ③ ファクシミリ
 - ④ スーパーパソコン端末
 - ⑤ VALUX端末
- (2) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (3) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消することがあります。

6. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 振込取引の変更、組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の変更、組戻手数料をお支払いいただきます。

7. 取引内容の確認

- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、取引後すみやかに普通預金通帳への記入または当座勘定明細表により取引内容を照合してください。
万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

8. 暗証番号等の管理

- (1) 端末機、証明書情報および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (2) 端末機は常に依頼人本人の占有・管理下に置き、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 端末機、証明書情報、暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証番号および承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 端末機、証明書情報、暗証番号等（前項に定める各種暗証番号をいい、以下同じ）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

9. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容を取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に第3条第3項各号ならびに第5項の一致を確認して取扱いを行ったうへは、端末機、証明書情報および暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
ただし、端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等により不正に行われた振込の損害である場合、個人の依頼人は第10条の定めに従い補てんを請求できるものとします。
- (4) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、第10条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (5) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そ

のために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. 暗証番号等の盗取等による不正な振込等

- (1) 端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、依頼人から十分な説明をいただいていること。
 - ③ 依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を原則補てんするものとします。

ただし、当該振込が行われたことについて、依頼人に重大な過失または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。
- (3) 前2項の定めは、第1項に係る当金庫の通知が、端末機、証明書情報、暗証番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。
 - ① 不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - イ. 依頼人の配偶者、二親等内の家族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ロ. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して不正な振込が行われた場合

11. 届出事項の変更

- (1) 証明書情報、暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の方法により取引店に直ちに届け出てください。これらの届出の前に生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 盗難、紛失等によりiモード端末の占有を喪失した場合には、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する届出等、当該iモード端末の利用を停止させる措置を講じてください。

12. 解約

この取扱い、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込、振替、照会が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。

13. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印章を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、第10条に定める場合を除き、責任を負いません。

14. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、振込規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

15. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2023年5月17日 現在)